

○大阪市住宅供給公社緊急補修工事等成績評定通知及び公表要領

制 定 平成 20 年 9 月 24 日

最近改正 平成 30 年 3 月 30 日

(目的)

第 1 条 この要領は、「大阪市住宅供給公社緊急補修工事等成績評定要領」に基づき作成する成績評定及び総合成績評定（以下「成績評定等」という。）の結果について、緊急補修業者等への通知及び公表に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(成績評定等の通知及び公表)

第 2 条 住宅整備課長又は管理課長は、成績評定を定めた場合は「緊急補修工事等成績評定通知書」（様式 1）、また総合成績評定を定めた場合は「緊急補修工事等総合成績評定通知書」（様式 2）により、当該緊急補修業者等が担当する業種における成績順位とともに、「大阪市住宅供給公社契約事務審査委員会」（以下「委員会」という。）に諮ったうえで、緊急補修業者等に対し、速やかに通知及び公表を行う。

(説明請求)

第 3 条 前条に規定する通知を受けた緊急補修業者等は、通知を受けた日から起算して 14 日（期間の末日が、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日、12 月 29 日から同月 31 日、1 月 2 日、1 月 3 日、日曜日及び土曜日に当たるときは、その翌日）以内に書面により、理事長に対し成績評定等について説明を求めることができる。

(説明請求に対する回答)

第 4 条 理事長は、前条に規定する説明を求められた場合、速やかに「緊急補修工事等の成績評定等に係る説明書」（様式 3）により、委員会に諮ったうえで回答する。

(公表の方法)

第 5 条 公表は、「緊急補修工事等成績評定通知書」及び「緊急補修工事等総合成績評定通知書」の写しの閲覧による。

(公表の期間)

第 6 条 公表の期間は、第 2 条の公表の日から当該公表年度の翌年度末までとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 9 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日以降に作成する成績評定等について適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

- 様式1 緊急補修工事等成績評定通知書
- 様式2 緊急補修工事等総合成績評定通知書
- 様式3 緊急補修工事等の成績評定等に係る説明書

大市住公第 号
平成 年 月 日

契約の相手方

所在地
商号又は名称
代表者氏名

様

大阪市住宅供給公社
理事長 印

緊急補修工事等成績評定通知書

貴社が実施した緊急補修工事等について、「緊急補修工事等成績評定通知及び公表要領」に基づき、次のとおり成績評定結果を通知します。

- 業 種
- 評 定 期 間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 成 績 評 定 結 果 点/100点 位/社
- 説 明 請 求 送 付 先 〒 530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4番20号
及び手続等の問合せ先 住まい情報センター 6階
大阪市住宅供給公社 住宅管理部(担当課) 宛
TEL

大市住公第 号
平成 年 月 日

契約の相手方

所在地
商号又は名称
代表者氏名

様

大阪市住宅供給公社
理事長 ⑩

緊急補修工事等総合成績評定点通知書

貴社が実施した緊急補修工事等について、「緊急補修工事等成績評定通知及び公表要領」に基づき平成 年度から平成 年度の総合成績評定結果を通知します。

- 業 種
- 評 定 期 間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 総合成績評定結果 点/100点 位/ 社
- 説 明 請 求 送 付 先 〒 530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4番20号
及び手続等の問合せ先 住まい情報センター 6階
大阪市住宅供給公社 住宅管理部(担当課) 宛
TEL

